

和解契約書修正案の提出期限および修正和解の予備承認の申し立て期限は  
11月13日に延期

Google ブック検索訴訟の和解について、当初 10 月 7 日に予定されていた公正公聴会は延期となりましたが、同日、原告（全米作家協会、全米出版社協会）と被告（グーグル）による現状確認と今後の進行に関する協議（status conference）がニューヨーク連邦地裁で開催されました。

同地裁は、原告と被告に対し和解契約書を修正して提出することを求め、その**修正和解案の提出期限および修正された和解の予備承認の申し立て期限**を 11 月 9 日と定めました。が、原告・被告の要求により、それらの期限がさらに **11 月 13 日に延期**されました。

※現在、原告・被告は、米国司法省の懸念（著作権、独禁法、プライバシー問題）等を解消するための修正和解案を準備中のようです。

また、原告と被告は、**和解金（一時金 60 ドル）の請求期限**を、当初の 2010 年の 1 月 5 日から、同年 6 月 5 日へ**延期**することでも合意しています。

これらのことは、和解管理者のサイトで告知されています。

<http://www.googlebooksettlement.com/r/home>

なお、文化庁の報道発表によると、米国のグーグル・ブック検索の訴訟に関して、11 月 6 日、在米日本国大使館から、米国政府に対し、外交ルートを通じて我が国の考えを伝達したとのことです。

[http://www.bunka.go.jp/oshirase\\_other/2009/pdf/googlebook\\_091109.pdf](http://www.bunka.go.jp/oshirase_other/2009/pdf/googlebook_091109.pdf)

以 上

2009 年 11 月 11 日  
日本書籍出版協会事務局